



福島医発第72号(地)

平成28年4月8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第53条の11第1項の規定に基づく届出について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より
日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、感染症法の規定に基づき、医師は受診者が結核患者であると診断したと
きは、直ちにその患者について、また、病院の管理者は結核患者が入院したとき、
又は入院している結核患者が退院したときは7日以内に当該患者について、それぞ
れ厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこと
とされていますが、法定期限を大幅に超えて当該届出がなされている事例が散見さ
れることから、法定期限を遵守して届出を行うよう、周知徹底を依頼するものであ
ります。

本件につきましては、平成27年12月22日付福島医発第2535号(地)に
おいて貴会宛てご連絡申し上げたところですが、感染症法に規定する届出期限の遵
守の徹底について改めて貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

平成28年3月31日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第53条の11第1項の規定に基づく届出について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局結核感染症課より本会に対して別添の依頼がありました。

本件は、感染症法の規定に基づき、医師は受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について、また、病院の管理者は結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは7日以内に当該患者について、それぞれ厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされていますが、法定期限を大幅に超えて当該届出がなされている事例が散見されることから、法定期限を遵守して届出を行うよう、周知徹底を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 12 条第 1 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく届出について(依頼)

日頃より、結核対策の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、医師は、診察の結果、受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

また、同法第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づき、病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7 日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

しかしながら、厚生労働省が各自治体に対して行っている公衆衛生関係行政事務指導監査において、法第 12 条第 1 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定が遵守されず、法定期限を大幅に超えて届出がなされている事例が散見されています。

当該届出は、結核患者との接触者に対する健康診断（法第 17 条）、結核患者に対する就業制限通知（法第 18 条）、入院勧告（法第 19 条及び第 20 条）、医療費の公費負担（法第 37 条及び 37 条の 2）、家庭訪問等指導（法第 53 条の 14）等を行うための前提となる非常に重要な届出であることから、法定期限を遵守して届出を行っていただくよう、周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

（参考）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- 二 (略)

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

- 二 (略)